

奈良県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長安寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉栗 博	大和郡山市長安寺町三三四
〃	中津 久裕	〃 三一六
〃	中津 有史	〃 三四七
〃	中川 新	〃 四三二
〃	杉田 富雄	〃 四〇五
監事	堀部 恒司	〃 三四六一
〃	中西 勲夫	〃 三九〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	出口 善彦	大和郡山市長安寺町三八二
〃	中津 久裕	〃 三一六
〃	中津 甚之丞	〃 三二六
〃	中津 有史	〃 三四七
〃	宮西 義文	〃 三五九
監事	橋口 正晴	〃 四二一
〃	吉桑 修	〃 三〇八